

## 令和4年第5回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和4年5月12日（木） 午前9時30分～午前10時40分  
場 所：芦北町役場3階大会議室

### ○農業委員

（出席：11名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	3番：田口 昭広
4番：小島 政文	5番：尾上 春樹	6番：告宮 幸一
7番：塚本 壽	8番：山田 和治	9番：寺本 眞理子
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

### ○農地利用最適化推進委員

（出席：12名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：松岡 哲治
6番：下崎 省一	7番：宮島 正文	9番：藤井 雅史
10番：小崎 良一	11番：木川 保	12番：一川 清
13番：西村 隆	14番：草野 義雄	15番：淵上 米作

（欠席：3名）

4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	8番：坂口 恵美子
----------	----------	-----------

### ○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：才保 親哉
係 長：大浪 和典	主 事：一本 光喜

### ○議 事

日程第1	報告第 7号	農地使用貸借権の合意解約の届出について
日程第2	報告第 8号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3	報告第 9号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
日程第4	報告第10号	農地形状変更届出書について
日程第5	報告第11号	農地法施行規則第53条の規定による届出について
日程第6	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第7	議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第8	議案第16号	農用地利用集積計画の審議について
日程第9	議案第17号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和4年第5回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は9番の〇〇委員、10番の〇〇委員に指名します。</p> <p>議案に入る前に、議案書に2か所の追記をお願いします。</p> <p>まず、議案書8ページ、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」の2番の案件で、配布しております別紙のとおり、譲渡人事由に追記をお願いします。</p> <p>次に、議案書9ページ、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」の2番の案件で、備考欄に「※始末書添付」の追記をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第7号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第7号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。</p> <p>農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第7号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第7号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議</p>

	<p>題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第8号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第8号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第9号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第9号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。</p> <p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。</p> <p>賃貸借権設定の部1番から議案書4ページの5番までまとめて説明します。</p> <p>配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は全て水稻で、設定期間も全て新規設定の10年間です。</p> <p>賃借料については、備考欄のとおりです。</p> <p>使用賃貸借権設定の部1番、配分された土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の10年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第9号について、質疑ありませんか。  …7番、〇〇委員。
〇〇委員	お尋ねします。 賃借料について、全体的に物納の量が少ない理由は何ですか。
事務局	特に理由はなく、お互いの同意によるものです。
〇〇委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第9号については、これで終わります。  次に、報告第10号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局よりお願いします。
事務局	議案書の5ページをお願いします。 報告第10号、農地形状変更届出書について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。 造成の理由は、盛土を行い、果樹ハウスを増設する。ということです。 総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、小田浦地区志水バス停の南西側、約450mの場所になります。 黒く塗りつぶしている部分が、今回盛土する箇所になります。 現地確認ですが、今回増設する箇所は現在休耕地であり、災害土を用いて、果樹ハウスの増設を行うということでした。  以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を1番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局からの説明があったとおりです。よろしくをお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	先ほど事務局から説明のあったとおりで、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。

	<p>報告第10号について、質疑ありませんか。  (質疑なし)  質疑なしということですので、報告第10号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第11号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>報告第11号、農地法施行規則第53条の規定による届出について。  農地法施行規則第53条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>これは、県が行う土地改良事業に伴う申請となります。</p> <p>所有権移転の部1番から議案書7ページの7番まで、熊本県の収用による許可不要転用のため、まとめて説明します。</p> <p>土地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。  転用目的は、農業用道路の拡幅工事になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第11号について、質疑ありませんか。  (質疑なし)  質疑なしということですので、報告第11号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。  農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、上告集落の南側、約1.6kmの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、栗及び梅を作付けしており、生前贈与を受けた後も引き続き、耕作管理するということでした。</p> <p>総会資料の3ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。</p>

申請理由ですが、譲渡人は、高齢により後継者に生前贈与する。譲受人は、親から生前贈与を受け、耕作管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、本村公民館の南東側、約120mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、譲り受けた後は野菜を作付けし、適正に管理するということでした。

総会資料の5ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、労力不足等により耕作困難で譲受人の要望もあり、譲渡する。譲受人は、自宅に隣接し、耕作管理を行い易いことから譲受し、農業経営を拡大する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、小崎公民館の北西側、約50mの3筆と東側、約150mの2筆になります。

現地確認ですが、申請地は現在、①と②の2筆は休耕地で、③～⑤の3筆は耕作管理されていました。譲渡を受けた後も野菜等を作付けし、適正に管理するということでした。

総会資料の7ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、県外に居住しており後継者がいないことから、譲渡する。譲受人は、譲渡人からの要望もあり、申請地を譲受し、農業経営を拡大する。ということです。

	<p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を6番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局、〇〇推進委員と現地確認をいたしました。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局の説明どおりです。現地は栗と梅が植えてあり、立派に管理されておりましたので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番の案件を5番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>9日に〇〇推進委員、事務局と現地を確認しました。</p> <p>何ら問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>〇〇委員、事務局と現地確認しまして、譲受人の家に隣接しており、しっかり管理されるということで、問題ないと思っております。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>9日に事務局、〇〇推進委員と現地を見てまいりました。資料の③～⑤番は、家の側で管理されておりました。①と②は、竹やぶでしたけれども、譲渡人が県外にお住まいで、譲受人へお願いし、管理していただくということで、今回申請があったところです。あとは事務局の説明どおりですので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員の説明どおりです。何ら問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第14号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番については、6番の〇〇委員が関係しておりますので、〇〇委員に一時退席を求めます。</p> <p>(〇〇委員、一時退席)</p>

	<p>お諮りします。</p> <p>1 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>〇〇委員に入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員、着席)</p> <p>2 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 9 ページをお願いします。</p> <p>議案第 15 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、植林です。</p> <p>総会資料の 8 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、杉園公民館の北東側、約 330 m の場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で周囲も山林化しており、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>総会資料の 9 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>排水は雨水のみで、自然透水となります。</p> <p>総会資料の 10 ページをお願いします。農地区分図をお願いします。</p> <p>農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約 0.4 ha です。</p> <p>総会資料の 11 ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりが 10 ha 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。</li> <li>●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地周辺は水稻栽培が盛んな場所であったが、周囲の山林化による猪害が増え、生産性が著しく低下し、譲渡人の後継者も町外に移住していることから、杉を 700 本程度植林し管</li> </ul>

理するため、今回申請するもの」です。

代替性については、転用目的が耕作条件の悪いことによる植林であるため代替の可能性がないことを確認しております。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われれます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、植林です。なお、本案件は追認案件で始末書が添付されています。

総会資料の12ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、小崎公民館の東側、約190mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で周囲も山林化しており、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の13ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となります。

総会資料の14ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約1.1haです。

総会資料の15ページをお願いします。

- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

- 申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地周辺は柑橘栽培が盛んな場所であったが、急傾斜地で耕作が難しい場所であり、周囲に山林も多く、猪害や日照不足等で生産性が低いことから、杉を15本植林したが、転用申請を怠っていたため、今回申請するもの」です。

代替性については、転用目的が耕作条件の悪いことによる植林であるため、代替の可能性がないことを確認しております。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等は既に施工済であること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われれます。

以上で説明を終わります。

議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件を5番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	5月9日に〇〇推進委員、事務局と現地を確認しましたがけれども、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	9日に現地確認いたしました。説明のあったとおり問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議長	2番の案件を2番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	9日に事務局、〇〇推進委員と現地に行ってみりました。事務局の説明どおり、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員からの説明のとおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第15号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。  次に、議案第16号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の10ページをお願いします。 議案第16号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の5年間です。賃

	<p>借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>2番から4番については、賃借人が同じ方ですので、まとめて説明します。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は全て水稻で、設定期間は全て再設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の11ページをお願いします。</p> <p>5番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>6番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>7番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>8番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>9番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は再設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第16号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p>

	<p>4番について、異議ありませんか。  (異議なし)  異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>5番について、異議ありませんか。  (異議なし)  異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>6番について、異議ありませんか。  (異議なし)  異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>7番について、異議ありませんか。  (異議なし)  異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>8番について、異議ありませんか。  (異議なし)  異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>9番について、異議ありませんか。  (異議なし)  異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第17号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の12ページをお願いします。</p> <p>議案第17号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>農地の状況・周囲の状況ですが、申請地は森林の様相を呈しており、近隣も山林化しております。</p> <p>次に、詳細について説明します。</p> <p>総会資料の16ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、小崎公民館の南西側、約500mの場所になります。</p> <p>総会資料の17ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。写真のとおり、現況は雑木等が生い茂り、山林化しています。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、雑木等が生い茂り森林等の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるた</p>

	<p>め、非農地判断の基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>9日に事務局、〇〇推進委員と現地を見てまいりました。現況は写真のとおりです。あとは事務局からの説明のとおりですので、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>〇〇委員の説明とおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第17号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p>